◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第452号（H30.5.11）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝6件（5月2日～5月10日分）
(1)高速乗合バスの衝突事故
(2)乗合バスの車内事故
(3)貸切バスの火災事故
(4)法人タクシーの衝突事故
(5)個人タクシーの火災事故
(6)個人タクシーの酒気帯び衝突事故
2.トピック
(1)睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!!
(2)事業用自動車に係るテロ対策について①　～各地域の「官民連携ネットワーク」へ積極的にご参加下さい!!～
(3)事業用自動車に係るテロ対策について②　～レンタカー借受人の使用目的や行先等の確認をお願いします～
(4)「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の一部改訂

◇◇◇

(3)貸切バスの火災事故
5月10日（木）午前7時00分頃、福島県の国道において、同県に営業所を置く貸切バスが回送運行中、当該バスの左後輪付近から出火し、全焼した。
この事故による負傷者はなし。
当該バスは、旅客の運送を終えて帰庫する際に、運転者が焦げた匂いを感じたため整備工場に回送中であった模様。

(4)法人タクシーの衝突事故
5月4日（金）午後11時55分頃、静岡県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、右折しようとした際、後方から当該タクシーを追い越そうとしていたオートバイと衝突した。
この事故により、オートバイの運転者が死亡した。
オートバイの運転者は、信号無視により警察の追跡をうけており、無免許運転であった模様。

(5)個人タクシーの火災事故
5月8日（火）午前6時50分頃、愛知県の市道の交差点において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、信号待ちで停止中に車両前方から発煙したため、近くの駐車場に移動し停車させたところ、エンジンルーム付近から出火しエンジンルームが焼損した。
この事故による負傷者はなし。

(6)個人タクシーの酒気帯び衝突事故
5月10日（木）午前8時25分頃、栃木県の市道において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、運転者がエアコンを操作するため目線を前方から外したところ、渋滞のため停車していた乗用車に気付くのが遅れ追突した。
この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。
事故後の警察の調べにより、当該運転者の呼気からアルコールが検出された模様。

上記6件の死傷者数計：死亡2名、重傷1名、軽傷1名（速報値）

◇◇◇

という。）の意識を高めるため、今般、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正します。

1.改正の概要

①旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

・事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加します。

・事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加します。

・運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加します。

②「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

・点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加します。

2.スケジュール

公布：平成30年4月20日（金）

施行：平成30年6月1日（金）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html

---

(2)事業用自動車に係るテロ対策について①　～各地域の「官民連携ネットワーク」へ積極的にご参加下さい!!～

（配信日：H30.4.13）

国土交通省は警察庁と連携し、バスターミナル、バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者等の各事業者団体に対して、関係機関等との連携・協力を図ってテロ対策を進めるよう文書を発出し、事業者団体の方々に周知を図って頂くよう依頼しました。

皆様の地域においても、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、官民一体となった取り組みにご協力をお願いします。

※各都道府県警察の問い合わせ先等は、最寄りの地方運輸局等へお尋ねください。

※「官民連携ネットワーク」の詳細については、下記リンク先をご覧ください。

〇警察庁「官民一体となったテロ対策」
→　https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/terotaisaku.html

（官民連携ネットワークの例）
①警視庁「テロ対策東京パートナーシップ」
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/heion/antep_mpd.html
②埼玉県警「テロ対策彩の国ネットワーク」
http://www.police.pref.saitama.lg.jp/g0040/images/netwark.html
③福岡県警「テロ対策福岡パートナーシップ推進会議」
http://www.police.pref.fukuoka.jp/keibi/keibi/terror/terrortop.html

---

(3)事業用自動車に係るテロ対策について②　～レンタカー借受人の使用目的や行先等の確認をお願いします～
（配信日：H30.4.13）

欧米諸国においてレンタカー等を使用した車両突入テロ事件が相次いで発生しており、同種事案の発生が懸念されます。
国土交通省は、警察からの要請を受け、レンタカーに係る事業者団体に文書を発出し、レンタカー事業者が、「借受人の本人確認」、「使用目的」や「行先」等の確認を徹底し、不審なところがあれば、警察へ通報するよう周知を図って頂きたく依頼しましたので、ご協力をお願いします。

---

(4)「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の一部改訂
（配信日：H30.4.13）

国際海上コンテナ内のフレキシタンクの損傷による液体物の漏洩を防止するため、フレキシタンクを用いる際に確認すべき内容について、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」において明確化しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000340.html

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆